

性暴力の「力」はどこからくるのか —ジェンダーとセクシュアリティの交錯する場所をめぐって—

加藤 秀一（明治学院大学）

1 性暴力という焦点

ジェンダーを「自然」という仮象のもとに構築／再生産する権力作用は、セクシュアリティを最も重要な係留点として利用する。すなわちジェンダーの分割線に沿った役割と表象との配置において、あらかじめ身体的なものとして理解されているセクシュアリティ

（それは「快楽への欲望」と「生殖機能」という両義性を孕んだ語である）なる物象が、決定的な機能を与えられるのである。

本報告が主題としてとりあげる性暴力とは、このような〈ジェンダーのセクシュアリティ化〉が遂行されるまさにその現場である。性暴力を可能にし、その実践を後押しする言説の場——後にみるように、これは性暴力を外的にとりまくだけではなく、その実践そのものを内部から構成する働きとして理解されなければならない——において、男女の社会的分割は、両者が「本質的」に分有しているとされるセクシュアリティの差異（能動的な性／受動的な性、「種付け」する性／「産む」「育てる」性）に（赤裸々なまでに直接的に）関連づけられる。そこでは性差が単なる水平な差異であるかのように偽証され、そのことを通じて、性暴力という実践が隠蔽されるとともに（告発の抑圧、暴力性の無化など）、非対称・不均衡なジェンダーの階層制全体が更新されてゆくのである。

およそこうした視野のなかに性暴力を位置づけた上で、以下ではその実像を理論的に分析してみたい。なお、〈ジェンダーのセクシュアリティ化〉は同時に裏面からみれば〈セクシュアリティのジェンダー化〉でもあり、異性愛主義的にジェンダー化されたセクシュアリティの観念と規範が同性愛や不妊というマイノリティ現象を抑圧するという問題に結びついていくが、そちらの側面についてはここに付記しておくにとどめる。

2 性暴力における物質性と言説性

性暴力はしばしば次のように理解されている。すなわちそれは第一義的には物質的な身

体への侵襲であり、被害者を責める言説的な作用はそれに後続する二次的なものであると。これは暫定的には有益な図式であるが、性暴力とはいかなる暴力であるのかをめぐる理論的考察にあたっては、一次的なものと二次的なものとの関係づけをさらに踏み込んで分析しなければならない。

他者の身体への接触がすなわち性暴力を意味するわけではなく、性暴力の性暴力たるゆえんは物質性とは異なる〈意味〉の水準に求められなければならないという自明の認識に立ち戻って、考察を開始しよう。最初の確認事項は二つある。第一に、性暴力の定義そのものにかかわる水準における、望まれた性行為と望まれない性行為との対比。前者は単なる性愛であり、後者は性暴力である。これは性暴力を考察するすべてのとりくみが共有すべき最も基本的な原則である。第二に、性暴力を〈複合的事態〉とみて、そこで物質的な侵襲という一要素がいかなる位置にあるかを見極めることが必要である。これが本報告の合焦する課題である。あらかじめ見通しを述べておこなうと、性暴力における物質的な作用と言説的な作用とを図式的に切り離して、時間順に並べることはできない。性暴力に伴ういわゆる二次的毀傷(second injury)は、実は「二次的」であるどころか、むしろ物質的・肉体的侵襲に先行し、性暴力の本質そのものを内的に構成する作用を含んでいる。以下、こうした見方に沿って性暴力の問題性を再構成していく。

3 性暴力の「辱める」力

繰り返し指摘されているように、性暴力以外の犯罪被害者、たとえば通り魔に刃物で傷つけられた被害者は、無警戒・無抵抗であったとか、ましてや何となく犯人を惹きつけたとかいうことを「落ち度」として責められたりはしないし、そのために被害者であること隠さねばならなくなったり、犯罪そのものが無化されたりはしない。だがこれらのことは、これまで性暴力にあたかも必然であるかのように伴う作用であった。性暴力においては事

件が「落ち度」という観念を梃子にして被害者に帰責され、「辱め」のような観念の圧力によって公に訴え出ることが断念させられ、被害者には精神的毀傷が残されてきたのである。「被害者への帰責」と「被害者のスティグマ化」というこの二つの切り離しがたい作用について、さらに考察を加えていく。ここではとりわけ、女性に対する性暴力、とりわけ強姦という最も重大な性的侵害を特徴づける、「辱める」という語彙の意味作用に合焦してみよう。強姦行為が被害者を単に傷つけるだけではなく、彼女に「屈辱」感を与え、社会的にも「辱める」というこの事態は、何を意味しているのか。

私たちの社会において、女性が強姦の被害者となることが意味してきたもの。それはセクシュアリティにかんする貞操（処女性・無垢性）と受動性という、女性が備えるべきとされる二重の価値からの排除である。被害者である女性は、貞操を失ったことによってケガレたものとされ、その反照的效果として、もう一方の受動性もが嫌疑をかけられる。その極限において被害者が加害者へと反転され、帰責される（「自分から誘惑したんじゃないのか？」）。そうした作用の複合が、「辱め」という語には凝縮されている。

重要なのは、このことが被害者の人格に対する全面的否定であるということだ。すなわち被害者は、強姦されることによって、単に女性としての価値を量的に減じられるのではなく、「強姦された女」というスティグマを刻印された別のカテゴリーへと投げ込まれてしまうのである。彼女の人としての唯一性は踏みにじられる。この否定的な効果こそが「辱め」という語の意味作用の核心をなす。

行論から明らかなように、「辱め」は社会的な規範に基づく効果であり、被害者の個人的な心理とは独立の水準で展開する。被害者個々人に特有の性愛観や性的経験は、スティグマ化＝カテゴリー化の素材として利用されるだけである（これは個人性を踏みにじるために個人性が利用されるという逆説であり、被害者があるべき「女性」規範を離れて個人としての資格で性暴力に抗議することを困難にしてきた言説のトリックである）。それゆえ、私たちの性道徳観念が現在知られているようなものであるかぎり、それが跋扈する空間の内部で行なわれる性犯罪は、被害者を必然的に「辱める」。そして実際の性犯罪も、そうした社会的コードの存在を前提として行

なわれるのである（被害者はどうせ訴えないだろうという加害者側の見切りと、女性を汚し・辱めることそれ自体が強姦者の目的の一部である、という二つの意味で）。

こうした一連の事柄をどのように理解すべきか。われわれは、性暴力被害者の負う精神的毀傷を「屈辱」や「落ち度」だけに還元するつもりはまったくくない（その詳細は本報告の課題ではないとはいえ）。しかし、それらの言説的作用とそれを支える性道徳規範の二重基準を性暴力の問題圏からもしも差し引いてしまえば、性暴力は他の暴力一般にかぎりなく近づいてしまうだろう。すなわち「辱め」のような言説的毀傷は、性暴力としての性暴力にとって本質的なものであり、決して「二次的」な効果などではないのである。

4 言語行為の隠喩としての性暴力

さらにわれわれはここで、性暴力と言説との関係をめぐって、より強い主張をしてみようと思う。そのために「辱める」という語彙そのものに立ち返ってみよう。傷つける・血を流す・刺す・折るといった直接には肉体的な毀傷を指し示す語が精神的な毀傷を意味するために用いられる場合とは反対に、「辱める」ことは通常むしろ言語行為としてのあり方を本義とし（たとえば公衆の面前で罵倒することで相手の体面を汚す、といったこと）、それが性暴力という肉体的な毀傷を意味するように転用されているのではないか。この見通しが正しいとすれば、性暴力は物質的・肉体的な実践であると同時に、それ自体が本質的に言語的な実践すなわち発話行為(speech act)でもあるとみなされうる。そこでは肉体がむしろ「言語のように」あるいは「言語として」用いられるのである。言説は性暴力を後からとりつくろうのではなく、より積極的に、それを内部から構成する。性暴力はいわば肉体をもってする発話行為として、被害者を否応なく言説的な毀傷に曝すのである。

性暴力に対する二重の対抗形態、すなわち肉体の濫用に対する直接的な取締や刑罰と、法廷闘争や啓蒙活動を通じて「辱め」の背後にある規範を無効化してゆくという作業が、いずれも等しく不可欠な二重の実践でなければならないことは、ここに根拠づけられる。（その他、紙幅の都合で本要旨には書き込めなかった諸問題については、当日の報告のなかで補いたい。）